

旧軍における退役軍人支援施策 —大正から昭和初期にかけて—

石崎 吉和・齋藤 達志・石丸 安蔵

【要約】旧軍人が退役する際、どのような制度により彼らの生活が支えられていたのだろうか。何歳で定年を迎えたのか、あるいは早期に現役を去ったのか、その実態を調査した。退役後の生活を支えたのは恩給制度と各種金銭的な支援制度であった。再就職が円滑に進むよう各種講習会や、中等教員養成の講習会などが開催されていた。官公私立大学や専門学校への編入といった制度も採られた。このような旧軍における退役軍人支援施策に、今日の自衛隊人事施策に対するヒントはあるだろうか。

はじめに

現在の陸海空各自衛隊に勤務する自衛官は、50歳を迎える頃から、定年退職のことを現実の話として意識し始める。一般社会のサラリーマンや一般職公務員に比べると、自衛官の定年は早い¹。その分、様々な支援制度が採用されているが、退職を目前にして気になるのは、再就職のことや、子供の教育費、住宅ローン、老後の生活設計、年金の受給額や受給開始年齢といった生活を維持するための金銭的な面に関することが主である。

ところで、旧陸海軍における軍人を取り上げた著作物の多くは、武勲をあげた階級の高い軍人を主人公とし、その内容も作戦や戦闘に直接関係のある話題が主である。その他多くの軍人に関する生活状況、とりわけ退役（定年退職²）前後の様子は、一部の文献³で取り上げられているが、その数は少ない。当時の生活状況を伝えるものとしては、偕行社の雑誌に掲載⁴された記事などがあるが、個人的な意見を論じたものが含まれる。旧軍において軍人が退役する際、どのような規則や支援制度があり、何歳で退役し、どのようにして

¹ 自衛官の定年は、将・将補は60歳、1佐は56歳、2佐・3佐は55歳、1尉・2尉・3尉・准尉・曹長・1曹は54歳、2曹・3曹は53歳と決められている。（各幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳。医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年年齢は60歳。）

² 本稿における「退役」とは、現在で言うところの「定年退職」の時期を意味する。軍人の退役に関する解釈については、後述する。

³ 熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』（国書刊行会、1994年）。広田照幸『陸軍将校の教育社会史』（世織書房、1997年）。森松俊夫監修／松本一郎編『「陸軍成規類聚」研究資料 全』（緑蔭書房、2009年）。末國正雄『帝国海軍人事制度概説』（防衛庁防衛研修所戦史室、1972年）。

⁴ 一例として記事を挙げるならば、長谷川直敏「退職将校以下の身上に関する施設に就て」『偕行社記事』第596号（1924年5月）77-82頁。剛直生「現役将校の矜持」『偕行社記事』第602号（1924年11月）103-107頁などがある。その他に多くの記事が掲載されている。

再就職したのだろうか。そして、どのような職業に就いたのか、退役後の生活はどのような状況だったのか調査した。

人事制度や人事施策は、その国の特性や実情に大きく影響されるものである。旧軍の人事制度や施策も当然ながら、わが国情等を考慮して作られたものであることに疑いはない。比較対象としての旧軍の人事制度等は、時代背景は異なるものの、人事に対する考え方や当時の社会情勢を踏まえたものであり、当該制度や運用の中には、現在にも参考となるものが在ると考えられる。旧軍の人事制度の一端である、「退役軍人支援施策」を知ることにより、自衛隊における人事制度を、より良いものにするヒントが見つかる可能性があるのではなかろうか、というのが本稿の問題意識である。

調査にあたり、対象とする時代を、大正から昭和初期の時代とした。大正時代からとした理由は、本稿の目的に照らしてみると、明治時代に創設された旧陸海軍が、日清、日露戦争を経験し、近代国家の仲間入りを果たそうと多くの努力を払い、軍隊においても諸制度の整備を行い、人事制度が概ね整ってきた時代だからである。また、本稿では現在の自衛隊における人事制度に対し何らかの示唆を求めようとしていることから、支那事変、太平洋戦争といった戦時下における諸制度の研究は、現在の背景とあまりにもかけ離れていることから、昭和初期までの時代を選定した。ただし、各種制度、規則の創設やその変遷などを述べる際には、必要に応じて時代をさかのぼって述べている。

また、対象とする軍人は、将校を中心にしている。軍隊を構成するのは、軍人である。「軍人とは、すべて陸海軍の兵籍にある者で、これを武官と兵に分ける。武官とは、将校、将校相当官、海軍特務士官、准士官及び下士官であり⁵」、兵は「予備役・後備役はもちろん、兵役の経験のない補充兵役・国民兵役の者も理論上は兵であり、したがって軍人である⁶」とされ、軍人の区分は多種多様である。すべての区分を網羅しようとすると、かえって理解し難くなるので、本稿においては将校を中心に述べることにする。

1 軍人の退役とは

(1) 退役制度の概要

軍人の退役制度を述べる前に、軍人の服務といったことについて少し触れておきたい。

まず、旧軍の将校（士官⁷）とはいったいどのような取扱いをされていたのだろうか。「陸

⁵ 百瀬孝『昭和戦前期の日本』（吉川弘文館、1990年）265頁。

⁶ 同上、265頁。

⁷ 士官と将校については、秦郁彦『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）738頁によれば、「明治初年に Officer の邦訳を士官としたが、明治20年代から将校という用語が使用されるよう

軍海軍武官官等」(明治19年4月30日、勅令第37号)によれば、旧陸海軍軍人は官階に応じ「親任官」、「勅任官」、「奏任官」、「判任官」の各等級に相当しており⁸、将校が相当する等級は表1のようになる。相当する「親任官」、「勅任官」、「奏任官」とは、官吏と呼ばれる者である。官吏は、天皇、あるいは天皇陛下の政府に対して忠実に勤務し、法律や命令に服し職務を尽くす義務を負う者⁹とされていた。

表1 陸海軍武官の官等

親任官	勅任官		奏任官					
	1等	2等	1等	2等	3等	4等	5等	6等
大将	中将	少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉

そのような旧軍の将校は、一生涯、軍人であった。つまり、旧軍の将校は終身官であったのである。「陸海軍将校分限令」(明治21年12月24日、勅令第91号)によれば、第1条に「将校ハ終身其官ヲ保有シ其制服ヲ着シ其ノ官ニ対スル礼遇ヲ享ク之ヲ将校ノ分限トス」という条文があり、「将校は一生涯、将校であること」、「生涯制服を着用し、そして将校としての礼遇を受けること」が規定されていた。

では終身官であった旧軍人の「退役」とは、一体いつなのだろうか。「陸海軍将校分限令」第3条に、「将校ノ位置ヲ分カツコト左ノ如シ」とし、将校を「現役」、「予備」、「後備」、「退役」の4つに区分している。「退役」は「後備」満期に至った者¹⁰としているが、本稿で取扱う「退役」とは、現在で言うところの「定年退職」といった意味合いを意図しており、「陸海軍将校分限令」で言うところの「現役」の終了後からについて論ずるものである。本稿では、軍人が「現役を離れる」際の、別の言い方をするならば、生活の経済的基盤が「俸給」から「恩給」に変わる時点を捕らえ、この時期における退役軍人の支援施策について述べることにする。

実際のところ、1890(明治23)年6月21日に制定された「軍人恩給法」(法律第45号)第1条には、「陸海軍軍人ニシテ現役ヲ離レタル者ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受

になり、厳密な区分は困難である」とされている。本稿では、基本的には将校という語を使用するが、海軍関連の事項を述べる際、士官という語を使用する場合もある。

⁸ 「陸軍海軍武官官等」(明治19年4月30日、勅令第37号)第一条「陸軍海軍大将ハ親任式ヲ以テ叙任スル官トシ中将ハ勅任一等少将及相当官ハ勅任二等トス」第二条「陸海軍大佐ハ奏任一等中佐ハ奏任二等少佐ハ奏任三等大尉ハ奏任四等中尉ハ奏任五等少尉ハ奏任六等トス佐官尉官ノ相当官亦同シ」第三条「陸軍准士官下士ノ官等ハ判任一等ヨリ四等ニ至リ海軍准士官下士ノ官等ハ判任一等ヨリ五等ニ至ル」

⁹ 「官吏服務紀律」(明治20年7月30日、勅令第39号)第一条「凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ従ヒ各其職務ヲ尽クヘシ」

¹⁰ 「陸軍海軍武官官等」第七条「退役トハ後備満期ニ至リタル者又ハ傷病疾病ノ為メ永久服役ニ堪ヘスシテ現役又ハ予備又ハ後備ヲ退キタル者ヲ云フ」

クルノ権利ヲ有ス」とされ、現役を離れた者が受給権を有することが明記されている。さらに1923（大正12）年4月14日に制定された「恩給法」（法律第48号）の第26条第2項には、退職の定義として「現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト（以下略）」とされている。このように、終身官であった将校にとっては、「現役を離れる」ことが、今で言う「定年退職」であり、人生における大きな転機となっていたのである。

定年退職の年齢を示す規則としては、旧陸海軍で共通して定められた「現役定限年齢」に関する規則がある。1890（明治23）年6月20日に制定された「陸海軍軍人現役定限年齢の件」（勅令第99号）が、それであった。しかし、その後は陸軍、海軍がそれぞれの規則を制定している。主な規則としては、陸軍においては「陸軍軍人服役令」（明治44年12月9日、勅令第285号）、「陸軍武官服役令」（昭和2年11月30日、勅令第332号）などがある。海軍においては「海軍高等武官准士官服役令」（明治32年3月27日、勅令第68号）、「海軍武官服役令」（昭和2年11月30日、勅令第333号）などがある。

ではその定限年齢は、いったい何歳だったのだろうか。昭和初期における陸海軍の定限年齢についてまとめてみた。昭和2年制定の「陸軍武官服役令」と、昭和2年に制定されその3年後に改正された「海軍武官服役令」（昭和5年11月29日、勅令第236号）によれば、陸海軍将校の定限年齢は、表2に示す年齢であった¹¹。

表2 陸海軍将校の定限年齢（単位：歳）

	大将	中将	少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉
陸軍	65	62	58	55	53	50	48	45	45
海軍	65	62	58	54	50	47	45	40	40

（2） 人事を取り巻く環境

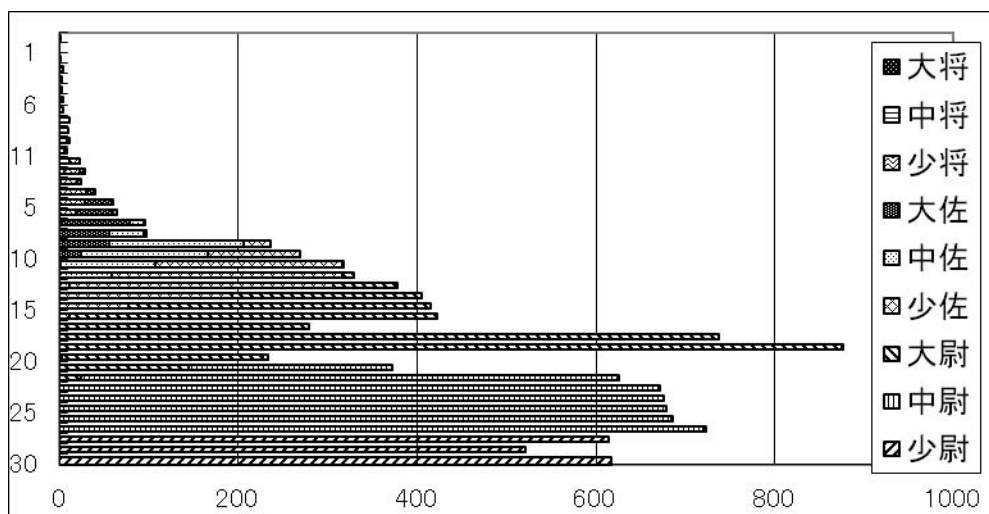
ここで、大正から昭和初期における、旧軍の人事を取り巻く環境について簡単に述べておく。一般に組織はヒエラルキーを形成している。軍隊組織も例外ではなく、階級別の人員数はピラミッド状の構造をしている。ピラミッドの形のように、人員構成は階級が上になるほど人数が少なく、階級が下になるほど人数が多いということである。このピラミッド構造の頂点に進むのは将校であるが、採用された時点でその頂点にいる訳ではない。上

¹¹ 表に示す年齢は、いずれも将校の現役定限年齢を示す。将校相当官などの定限年齢は別に定められていた。将校相当官とは、陸軍では主計総監・軍医総監（中将相当）、主計監・軍医監、薬剤監、獣医監（少将相当）、主計正・軍医正・薬剤正・獣医正（大、中、少佐相当）、主計・軍医・薬剤官・看護官・獣医（大、中、少尉相当）、楽長（大尉相当）などの区分があった。海軍では、軍医科、薬剤科、主計科、技術科、歯科医科、法務科などの区分があった。将校相当官の定限年齢は、陸海軍ともに、将校の定限年齢よりも、わずかに年齢が高い傾向があった。

位の階級に進級する際に、同期生を一様な速度で進級させていたのでは、ピラミッド構造を維持することはできない。当然、同期の間で進級速度に差を持たせなければいけない。進級速度が遅い者は、途中で現役を離れさせる必要がある。進級速度に差を設け、階級ごとに定められた年齢になった者を、現役から離れさせることにより、適正なピラミッド構造が維持できるのであるが、困ったことに採用する人員に大きな増減があると、採用後 10～15 年のうちには、そのピラミッド構造を保つことが極めて困難となるのである。

その具体的な事例として、明治末期から大正期にかけての陸軍における将校の採用数の事例が挙げられる。日清戦争後に陸軍士官学校の卒業生数が、毎年約 650～700 名程度¹²に増加している。これは、日清戦争以前の同校卒業生数が毎年約 200 名だったことからすると、大幅な増員であった。日露戦争時に採用した陸軍士官学校の卒業生数は、第 18 期生（1905（明治 38）年 11 月卒業）は 920 名、第 19 期生（1907（明治 40）年 5 月卒業）に至っては 1,068 名¹³にも及び、1919（大正 8）年の陸軍における兵科将校の数¹⁴は、図 1 に示すように、いびつなピラミッド構造になっていたのである。

図 1 陸軍における将校（兵科）の期別人員（大正 8 年）



(縦軸は期別（士官生徒（1-11 期）、士官候補生（1-30 期））を、横軸は人数を示す。)

海軍兵学校の卒業生数も、日清戦争以前は 50 名に及ばない程度の人数だったが日清戦

¹² 山崎正男『陸軍士官学校』（偕行社、1969 年）265 頁「陸軍士官学校卒業人員表」。

¹³ 同上、265 頁「陸軍士官学校卒業人員表」。

¹⁴ 陸軍省「陸軍現役将校同相当官実役停年名簿（大正 8 年 9 月 1 日調）」（防衛研究所戦史研究センター所蔵）から期別、階級別の人数を調査した結果である。

争から日露戦争の頃には、約 180～190 名程度¹⁵⁾にまで増加していた。

陸軍においては軍備の拡大に伴い師団数が増加し、その分将校のポストも増えてはいたが、明治末期から大正初期になると、そうした大量採用のツケが、昇進の停滞をもたらし、過剰将校の問題を顕在化させていた。すなわち、大量採用した世代が次第に淘汰されるべき年齢になってきたのである。さらに数年後には「現在中尉から大尉に進むには早くも 7 年を要し、大尉から少佐に進むには 8、9 年から 10 年を要する。」といった人事の閉塞感を生み出す状況になっていた。当時、大尉の定限年齢は 48 歳、少佐は 50 歳であったが、実際には「定限年齢に達する少なくとも数年以前に於て、馘首を蒙るもの最も多い実況であった。一昔前のように、陸士出の将校は普通に勤務していれば、少なくとも中佐や大佐までは進級できたような、そういった時代は終わりを告げ、うまく抜擢進級されなければ、中尉・大尉に長い間とどめおかれて、40 代半ばに大尉や少佐で待命¹⁶⁾辞令を受け取り、間もなく予備役に編入されてしまうような時代¹⁷⁾」になっていたのである。

さらに、大正期の人事を取り巻く環境で最も大きな出来事として、大正軍縮が挙げられよう。1914（大正 3）年に始まった第 1 次世界大戦は、ロシア帝国の崩壊により 18（大正 7）年に終結し、第 1 次世界大戦を経験した各国は、その悲惨な戦禍を振り返り国際連盟を創設し平和社会の構築にむけた軍縮の潮流を生み出していた。日本も例外ではなく軍縮の潮流に乗った。並行して、国家総力戦の様相を呈した戦争を通じ、近代的な兵器（戦車、機関銃、航空機、潜水艦、毒ガス等）の出現を目の当たりにしており、軍備の近代化が大きな課題となっていた。

ところが、シベリア出兵や海軍における八八艦隊の予算化成立により、軍事費が既に国家財政の 50%を超え¹⁸⁾、近代化のための新たな予算を獲得することは困難であった。そこで軍縮を要求する声が強まり、大規模な軍縮（人員整理）が 3 度にわたって実施された。1922（大正 11）年と 23（大正 12）年の軍縮を山梨軍縮¹⁹⁾と呼び、25（大正 14）年の軍縮を宇垣軍縮²⁰⁾と呼んだ。当時総兵力約 29 万人の陸軍において、約 3 割にあたる約 9 万～

¹⁵ 海軍兵学校編『海軍兵学校沿革』明治百年叢書 74 巻（原書房、1968 年）69 頁、付録「海軍兵学校卒業生名簿」「海軍兵学校期別卒業生数一覧」。

¹⁶ 現役将校は、補職の命がないと、まず「待命」となる。現役扱いのままで俸給（10 分の 8 に減額）を受けながら補職の命を待つこととなる。待命期間は最大で 1 年間、それを過ぎて補職がないと「休職」となった。休職期間は、最大 2 年間でそれを過ぎると「予備役」編入となった。

¹⁷ 広田照幸『陸軍将校の教育社会史—立身出世と天皇制—』（世織書房、1997 年）307-308 頁。

¹⁸ 日本統計協会編『日本長期統計総覧 第 5 巻』（日本統計協会、1988 年）525 頁。「軍事費総額」を「一般会計と臨時軍事費特別会計の純計」で除した割合は、大正 7 年度：51.9%、8 年度：65.1%、9 年度：58.4%、10 年度：52.7%であった。

¹⁹ 陸軍大臣山梨半造のもと行われた軍縮。山梨半造（1864 年～1944 年）参謀本部総務部長、教育総監本部長、陸軍次官、陸相、軍事参議官、陸軍次官などを歴任。退役後、昭和 2 年～4 年にかけて、朝鮮総督。

²⁰ 陸軍大臣宇垣一成のもと行われた軍縮。宇垣一成（1868 年～1956 年）陸軍省軍事課長、参謀本

10万人²¹もの軍人が整理されていたのである。

(3) 退役の実態

そのような時代、旧軍における退役の実態はどうであったのだろうか。規則どおりに定限年齢まで現役に就いていたのだろうか。1919（大正 8）年の「陸軍現役将校同相当官実役停年名簿」と 24（大正 13）年の同名簿から、個人別の年齢を調査し「階級別の人数」と、「平均年齢」を調査し、さらに「定限年齢を迎える 5 年以内の人数」と当該階級における割合を調査した。

まず 1919（大正 8）年の名簿については、大将 18 人中の上位 7 名は、山県有朋（81 歳）をはじめとする特殊な経歴の軍人や皇族であり例外的であるので、それらを除いた士官生徒等出身の 11 人の大将を調査の対象とした。その結果は、表 3 のとおりである。

表 3 大正 8 年における将校（大将～少佐）の平均年齢

階級	人数 (人)	平均年齢 (歳)	定限年齢 (歳)	定限年齢 5 年以内の 人員数とその割合
大将	11	59	65	5 人 (60～65 歳) 45.5%
中将	64	52	62	5 人 (57～62 歳) 7.8%
少将	134	48	58	4 人 (53～58 歳) 3.0%
大佐	310	44	55	6 人 (50～55 歳) 1.9%
中佐	528	42	53	4 人 (48～53 歳) 0.8%
少佐	1,185	40	50	43 人 (45～50 歳) 3.6%

各階級における平均年齢は、その階級における定限年齢よりも 10 歳程度若く、さらに最高年齢者の年齢は定限年齢よりも 3～5 歳ほど低くなっている。また、定限年齢 5 年以内の人員数が占める割合は、大将、中将以外は 0.8～3.6%と非常に低い割合を示している。

同様に、1924（大正 13）年の名簿から得た結果は、表 4 のとおりである。

部第 1 部長、陸軍大学校長、第 10 師団長、教育総監本部長、陸軍次官などを歴任、1924 年以後、合計 5 つの内閣の陸相を務めた。退役後、昭和 6 年～11 年にかけて、朝鮮総督。

²¹ 大正軍縮における人員整理の削減数については、諸説ある。川島正『軍縮の功罪』（近代文藝社、1994 年）21 頁によれば、第 1 次山梨軍縮で約 56,000 人、第 2 次山梨軍縮で約 7,000 人、第 3 次宇垣軍縮で約 34,000 人であり、これらの合計は約 10 万人となる。熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』（国書刊行会、1994 年）136-139 頁によれば、陸軍の整理人員は約 92,500 人、海軍の整理人員は約 12,000 人である。

表4 大正13年における将校（大将～少佐）の平均年齢

階級	人数	平均年齢	定限年齢	定限年齢5年以内の
	(人)	(歳)	(歳)	人員数とその割合
大将	13	57	65	3人(60～65歳) 23.1%
中将	46	52	62	0人(57～62歳) 0%
少将	143	48	58	2人(53～58歳) 1.4%
大佐	376	46	55	21人(50～55歳) 5.6%
中佐	689	43	53	31人(48～53歳) 4.5%
少佐	1,503	39	50	55人(45～50歳) 3.7%

1924（大正13）年における結果も、19（大正8）年の結果と同様な結果であることが判明した。

1919（大正8）年の現役将校の実態を総括すれば、中佐以上の階級では定限年齢ぎりぎりの者は存在していない。山県有朋大将のような列次上位者の特別な者を除き、ほぼ全員が定限年齢を前にして現役を離れていた。そして、19（大正8）年の場合も24（大正13）年の場合も、少佐になるまでに同期生の約半分が現役を離れていることが確認できた。そして、大佐になるまでに同期生のうち約7割～8割が、さらに将官になるまでに約9割の同期生が現役を離れていることが判明した。現役将校の年齢構成がこうした状況であったことは、逆に言えば、それ以上の年齢層の者は、昇任しなければ予備役編入等により現役から排除されていたことになる。これらの事例から、当時の将校は定められた定限年齢よりも比較的早い時期に現役を退いていたことが確認できた。

このように見ると、旧陸軍では定限年齢を定め、制度上は現役軍人として務めることができる年齢の上限を示してはいたが、実態として定限年齢の限度まで現役でいた軍人の数は、ごく少数であったと言える。

2 退役時の支援施策

(1) 軍人援護

明治時代の軍人に対する各種支援制度の整備状況は、「国民一般が軍人は勿論、軍人を出した家族に対して高い敬意を払い、且つ隣保相扶の風習ならびに堅固な家族制度の発達があったので、隅々軍人家族の間に困窮な者が生じても、或は近親の協力に依り、或は隣保

の情誼に依って彼等を援護することを怠らなかつた為に、大なる不都合を見ることはなかつた²²。」ので、最初は俸給制度から定められた程度であった。

しかし1890（明治23）年に「軍人恩給法」が、1923（大正12）年には「恩給法」が制定され、金銭的支援の主流をなす恩給制度が確立されたわけであるが、その他の事業を含め、兵役に従事する軍人とその家族や遺族に対する、国家の保護制度・優遇制度は逐次整備され、昭和初期には「軍人恩給、賜金制度」、「傷痍軍人保護優遇制度」、「軍人遺族保護優遇制度」などとして確立されていった。これらの制度については、38（昭和13）年当時、厚生省臨時軍事援護部社会局にあった吉富滋によれば「国民に代わって国防の第一線に立ち軍務に一身を捧げた者に対する国家としての感謝、国民としての尊敬の具体的表象ともいふべきものである²³」と、表現されている。

さらに、このような軍事援護の事業は、「軍人並に其の家族に対し、精神的及物質的支援を為し、国防の第一線に立つ軍人として僉々其の士気を振起せしめ、彼等をして、自己及其の家族の安危に就いて、何等後顧の憂なく、安んじて軍務に精励し、一旦緩急ある場合は、敢然兵火の中に一身を犠牲にして、護国の華と散るも厭はず一意専心尽忠奉公の働きを完ふせしめんとする銃後に於ける国民及国家の凡ゆる活動²⁴」であるとも、述べている。

このように軍人に対する援護は、軍の近代化が進む一方で、大正軍縮、行政整理といったことが同時に進行して行われた大正～昭和の初期に整備されてきた。ここでは、金銭的な支援制度の代表である恩給制度をはじめ、各種金銭的支援施策や、退役軍人が再就職するために採用した就職援護施策について、そして現役将校を学校教育に活用する配属将校制度について述べることにする。

（2）恩給制度

金銭的支援施策の代表として恩給制度がある。恩給制度の始まりは、明治初期である。1870（明治3）年「陸軍軍曹以下給俸定則、賑恤定則、扶助金定則」、71（明治4）年「士官兵卒扶助金之事」、75（明治8）年「陸軍武官傷痍扶助及死亡ノ者祭竊竝家族扶助概則」と「海軍退陰令」が、76（明治9）年「(旧) 陸軍恩給令」が公布され、傷痍軍人及びその遺族に対する扶助制度等の整備が始まった。その後、83（明治16）年には、「(新) 陸軍恩給令」「海軍恩給令」が制定され、90（明治23）年に至り、陸海軍共通の「軍人恩給法」が制定された。さらに大正時代の行政整理に伴い、文官や巡查看守、学校教員、宮内官等

²² 吉富滋『軍事援護制度の実際』（山海堂出版部、1938年）12頁。

²³ 同上、35頁。

²⁴ 青木大吾『軍事援護の理論と実践』戦前期社会事業基本文献集6（日本図書センター、1995年）9頁。

の恩給規定などを整理、統合し1923（大正12）年4月に「恩給法」が公布された。

大正初期までは、一般に恩給というものは、公務員が経済上の獲得能力を失ったのに対して、損害補填の意味で、一定の金額を支給するものと解されてきているが、狭義においては、恩給法により官吏に給与されているものを指して恩給と称していた。大正初期までの法令によれば、終身年金たるものを恩給、一時的な給付を退官賜金（軍人の場合は給助金）といい、本人の死亡後、遺族に給するものを遺族扶助料、一時金たるものを一時扶助金（軍人の場合は給助金）といていたが、1923（大正12）年の「恩給法」において、これらをすべて恩給と称することとなった²⁵。

恩給とは、「恩給公務員の在職中の服務に応じて使用者たる国から退職恩給公務員又は恩給公務員の遺族に給される金銭的給与²⁶」と規定され、戦前の時期には官吏に対する有力な特典と見なされていた。特に武官は文官に比し優遇されていた。当時、恩給に関する予算計上と支払いについては、逓信省が担当していた。

1923（大正12）年4月宮内省恩給を除く諸恩給を整理統一し、増額する「恩給法」（法律第48号）が公布された。その概要は、次のとおりである。

恩給の種類は、「恩給法」によれば、「普通恩給」、「増加恩給」、「扶助料」、「一時恩給」、「傷病賜金」、「一時扶助料」といった種類があり、次のように区分されていた²⁷。

普通恩給：公務員が一定年限在職したか、あるいは公務によって不具癱疾となった場合に給するもので、年数もしくは年功恩給とも言うべき一般的年金恩給である。普通恩給は、准士官以上下士官兵とも、11年以上在職した軍人に支給された。（昭和8年改定：准士官以上は13年、下士官以下は12年）

増加恩給：公務員が公務によって傷疾疾病に罹り、そのために不具癱疾となった場合に、普通恩給の外に給する年金的恩給である。

傷病年金：（昭和8年追加）

公務上の疾病で不具癱疾の程度に達しないものに給する年金である。

一時恩給：公務員が恩給年限に達しないで退職した場合支給する一時金をいう。一時恩給は、下士官以上として1年以上在職し、普通恩給を受ける年限に達せず退職した者に支給された。（昭和8年改定：3年）

傷病賜金：下士以下の軍人に限って与えられる特典であって、公務のため傷病を受けまたは疾病に罹って一定年限内に退職した場合、しかもその症状が軽くて

²⁵ 吉富『軍事援護制度の実際』37-38頁。

²⁶ 総理府恩給局編『恩給百年』（総理府恩給局、1975年）7頁。

²⁷ 1933（昭和8）年の改定の際、新たに「傷病年金」が追加された。さらに、「普通恩給」と「一時恩給」に関する受給資格の内容が変更された。

増加恩給又は傷病年金を支給する程度に到らないものに給する一時金である。

扶 助 料：これは普通恩給を給される者が死亡した場合、又は未だ普通恩給を受けなくても、普通恩給を受ける資格ある者が死亡した場合、又は戦闘、公務により死亡した場合、その遺族（祖父、祖母、父、母、夫、妻、子、兄弟姉妹などで、同一戸籍内にある者）に支給される年金的給与である。戦死の場合には、普通恩給の全額、公務死の場合には 1/2、普通死の場合には 1/3 を標準として支給された。

一時扶助料：これには 2 種類あり、「一定の条件下で公務員の兄弟姉妹に給する一時金」と「恩給年限に達しないで在職中に死亡した公務員の遺族に給する一時限りの給与金」である。

これらの恩給額の算出法などは、細かな規定があった。「恩給法」制定時には、階級区分と在職年数に応じた一覧表が決められていたが、1933（昭和 8）年以降は、退職前の 1 年以内の俸給（仮定俸給）の総額を基礎として計算する方法に変更されていた。

さらに、在職年数の計算において、実際に職に就いていた期間に加算するという制度が設けられていた。つまり、従軍（戦地、戦地外）加算、航空加算、潜水艦加算などの種類があり、例えば従軍加算では、戦地での従軍は 1 月につき 3 月を加算する規定²⁸により、戦地に 3 年間出兵した兵は、加算分の 9 年を加えて合計 12 年の在職年数となり、3 年間の出兵で恩給受給資格が生じるといった具合のものであった。

では実際に、当時の軍人は、どの程度の恩給額を受け取っていたのだろうか。恩給額の計算には様々な条件があり、個人によって受給される金額が異なってくるため、一様に述べることはできないが、次の 2 つの視点で、大正から昭和初期にかけての恩給額の変遷について、その概要を述べてみる。

第 1 に、「恩給法」の規則に示された普通恩給の額について、階級別に、在職年数を仮に定め、その受給額を例示し、恩給額の変遷を「規則上の観点」から述べる。

第 2 に、軍人全体に支払われた恩給額（恩給額＋扶助料）を、統計データから導き出し、軍全体から見た恩給額の変遷を「実態」から述べる。

第 1 に、恩給額は「恩給法」に細かく規定されており、普通恩給の金額は「第 1 号表」、増加恩給の金額は「第 2 号表」、傷病賜金の金額は「第 3 号表」、一時恩給の金額は「第 4 号表」にそれぞれ細かく定められていた。例えば、普通恩給の額は、在職年数と階級によ

²⁸ 「恩給法」（大正 12 年 4 月 13 日、法律第 48 号）第 32 条 公務員其ノ職務ヲ以テ従軍シタルトキハ左記各号ノ規定ニ依リ加算ス 1 戦地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ従軍期間ノ 1 月ニ付 3 月

り定められていた。ただし、第1号表による恩給額の算出は、1933（昭和8）年10月に改訂され、退職前1年間の俸給を基礎として算定するように改訂された。

そこで、「軍人恩給法」と「恩給法」における普通恩給の金額は、いったいどの程度であったのだろうか。時代をおって、普通恩給の金額を、将官の場合には在職年数30年、佐官、尉官の場合には在職年数20年と仮定し、その金額を表5に示す。

表5 「軍人恩給法」と「恩給法」の普通恩給額（金額の単位：円）

		軍人恩給法			恩給法		比較
官等	在職年	明治23年	明治44年	大正9年	大正12年	昭和8年	
大將	30年	1,975	2,070	—	2,950	2,850	—
少將		1,383	1,460	1,885	2,204	2,128	113%
大佐	20年	863	1,036	1,523	1,808	1,748	115%
少佐		518	622	977	1,277	1,235	126%
大尉		320	414	679	923	893	132%

出所：海軍省編『海軍制度沿革 巻6』（原書房、「明治百年叢書」1972年）570頁。

比較の欄は、（昭和8年の金額）／（大正9年の金額）の値を示す。

「軍人恩給法」から「恩給法」へ移行するに際し、普通恩給の金額が概ね、2～3割程度増額されているのがわかる。

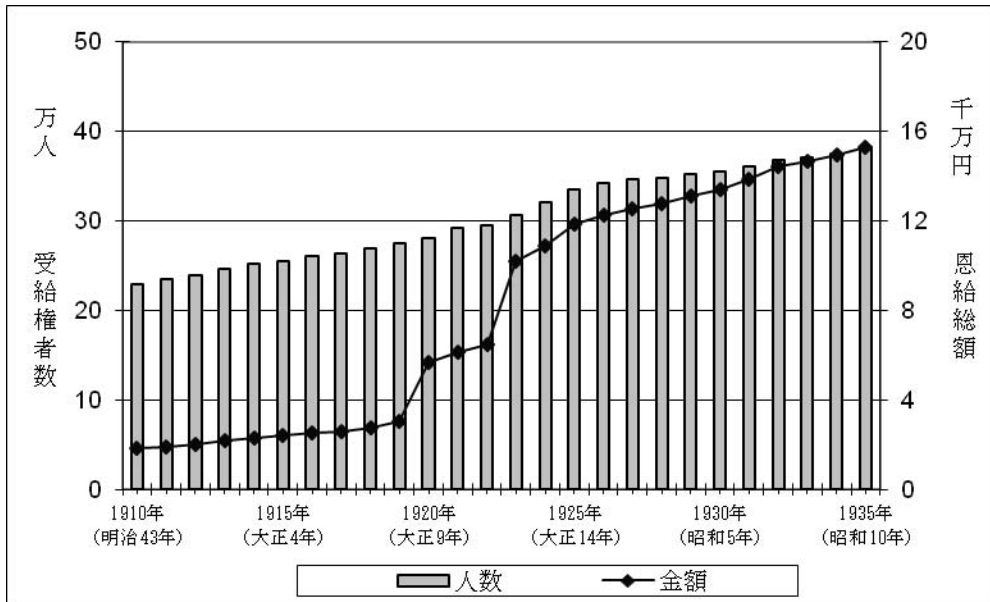
第2に、陸海軍の軍人全体の恩給受給者数と恩給総額（恩給＋扶助料）について、統計資料²⁹を参考に整理した。その結果は、図2のとおりである。

1920（大正9）年と23（大正12）年の2度にわたり、恩給総額の大幅な増額があったことが判明する。1度目の20（大正9）年の増額は、「軍人恩給法」により定められていた恩給額と対象者が、17（大正6）年の改正時に、「19（大正8）年4月以後は、過去の退職者にまでさかのぼって給する」とこととされたためである³⁰。2度目の23（大正12）年の増額については、「軍人恩給法」から「恩給法」への改正の際に、金額が改定されたものである。

²⁹ 東洋経済新報社編『明治大正国勢総覧』（東洋経済新報社、1975年復刻版、原本は1927年発行）666頁。東洋経済新報社編『昭和国勢総覧』（東洋経済新報社、1980年）623頁。

³⁰ 海軍省編『海軍制度沿革 巻六』明治百年叢書（原書房、1972年、原本は1940年発行）570頁。

図2 恩給受給権者数と恩給総額



以上の結果から、恩給受給額は1923（大正12）年の「恩給法」制定によって、それまでの「軍人恩給法」による受給額よりも、概ね2～3割程度増額していたことが認められた。

（3）各種金銭的支援施策

ここでは、退役軍人に対する恩給制度以外の金銭的な支援制度について述べることにする。ただし、退役時に本人が受給する金銭的な制度もあるが、当該軍人の死亡により、遺族が受給する金銭的な支援制度も含めている。

a 金鵒勲章年金

「金鵒勲章年金」とは、功績をあげた軍人は、天皇から栄典（爵位、勲章など）を授かっていたが、あわせて金鵒勲章の受章者には終身年金が付与されていた。金鵒勲章とは、1890（明治23）年2月11日「金鵒勲章創設の詔勅³¹」により制定された勲章である。94（明治27）年11月「金鵒勲章叙賜条例³²」（勅令第193号）で細部を規定した。武功抜群

³¹ 同上、127頁。

³² 同上、130頁。

の陸海軍人に下賜され、功1級から功7級に分かれており、94（明治27）年9月29日の「金鵄勲章年金令」（勅令第173号）によって、終身年金が支給されることとなった。年金額は、59（明治28）年、1927（昭和2）年に改正されており、表6のとおりである。

表6 金鵄勲章年金の定額

	明治27年	明治28年	昭和2年
功1級	900円	1,500円	1,500円
功2級	650円	1,000円	1,000円
功3級	400円	700円	700円
功4級	210円	500円	500円
功5級	140円	300円	350円
功6級	90円	200円	250円
功7級	65円	100円	150円

金鵄勲章の授与者数の合計は、日清戦争で2,200人、日露戦争で10万9,600人、その他の事変などを含める総計約25万5,000人とされている。勲章と階級の関係はその功績が非常に顕著な場合、将官は功2級、佐官は功3級、尉官は功4級、准士官・下士官は功5級、兵は功6級であった。功績をたてた場合、将官が功3級、佐官は功4級、尉官は功5級、准士官・下士官は功6級、兵は功7級であった。功1級は但し書きで天皇直隷部隊の将官たる司令官等で特別詮議によって授与された。1941（昭和16）年4月以後金鵄勲章の年金制は廃止され、一時賜金に切り換えられ、47（昭和22）年に廃止された。佩用も禁止された³³。

b 危険な業務に携わる者への特別賜金

大正時代になり、航空機や潜水艦といった兵器の出現と発達により、軍人が空中や水中にいて勤務する機会が増加してきた。同時に、航空機、潜水艦による事故の場合には、搭乗している者の生命にかかわる重大な事故になる可能性が高くなってきた。

航空機（気球）に搭乗する者に対しては、1913（大正2）年2月22日、「軍用ノ航空機又ハ気球ニ搭乗シ航空演習ニ従事スル者ニ一時賜金ヲ給与スルノ件³⁴」（勅令第9号）として、自己の重大な過失が無い場合に、搭乗者が死亡、不具廃疾となった場合等に、本人又は遺族に一時賜金が給付され、死亡した場合の一時賜金は、表7のとおりである。

³³ 秦郁彦『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）719頁。

³⁴ 海軍省編『海軍制度沿革 巻六』497-499頁。

表7 航空機搭乗者 一時賜金（死亡の場合）

区 分	大正 2 年	大正 8 年
大 将	3,000 円	10,000 円
中 将	2,750 円	9,000 円
少 将	2,500 円	8,000 円
大 佐	2,000 円	7,000 円
中 佐	1,800 円	6,000 円
少 佐	1,500 円	5,000 円
大 尉	1,200 円	4,000 円
中 尉	1,000 円	3,000 円
少 尉	700 円	2,000 円

潜水艦勤務者に対する制度も航空機と同様に整備された。潜水艦の場合には、制度が制定される前の1910（明治43）年4月に、第6号潜水艇（佐久間艇長）の沈没事故が発生し、遺族に一時金が支払われた先例がある。佐久間大尉の遺族に対しては、一時金1,300円が支払われている。

1913（大正2年）2月22日、「潜水艇ニ在リテ勤務スル者ニ一時賜金ヲ授与スルノ件」として、自己の重大な過失が無い場合に、乗員が死亡、不具廃疾となった場合等に、本人又は遺族に一時賜金が給付された。死亡した場合の一時賜金は、前述の航空機の場合と同じであり、金額改正も同じである。ただし「潜水艦勤務者保護賜金令」（勅令第134号、大正15年5月20日）により、上記一時賜金に加えて保護賜金³⁵を給付することとされた。

次に、化学兵器に関する研究者への特別賜金があげられる。大正から昭和に時代は進み、化学兵器が世に出現するようになると、化学兵器に関する研究のため試験、製造、検査及び取扱いに従事する者に対しても、航空機、潜水艦と同様の特別賜金が給付されることとなった。1927（昭和2年）6月7日、「化学兵器ニ関スル研究ノ為其ノ試験、製造、検査及取扱ニ従事スル者ニ一時賜金ヲ給与スルノ件³⁶」（勅令第164号）として、自己の重大な過失が無い場合に、従事者が死亡、不具廃疾となった場合等に、本人又は遺族に一時賜金が給付された。死亡した場合の一時賜金は、航空機、潜水艦の場合と同様であった。化学兵器を取り扱う部隊としては、陸軍科学研究所、陸軍軍医学校、陸軍獣医学校、海軍技術

³⁵ 高等官及同待遇者、候補生は10,000円、判任官1等待遇者は5,000円、判任官2等以下及び同待遇者、兵雇員、傭人、職工は3,000円であった。

³⁶ 海軍省編『海軍制度沿革 卷六』、507頁。

研究所、海軍火薬廠などであった。

次に、潜水作業従事者への特別賜金があげられる。1937（昭和12）年7月6日、「潜水作業ニ従事スル者ニ一時賜金ヲ給與スルノ件」（勅令第312号）として、自己の重大な過失が無い場合に、従事者が死亡、不具廃疾となった場合等に、本人又は遺族に一時賜金が給付された。死亡した場合の一時賜金は、航空機、潜水艦の場合と同様であった。

c 退官退職者への特別賜金

次に、大正時代に実施された、軍備整理に伴う退官退職特別賜金制度を取り上げる。大正～昭和初期の軍備整理に伴い、特別に制定された金銭的保障制度であるが、1922（大正11）年11月2日「行政整理又は軍備の制限若は整理に際し職を離れしめられたる者の特別賜金等に関する件」（勅令第479号）の制定、25（大正14）年4月1日「行政整理又は軍備整理に際し退官退職したるもの等に支給する特別の賜金又は手当に関する件」（勅令第115号）の制定、32（昭和7）年6月17日「行政整理又は軍備整理に際し退官退職したるもの等に支給する特別の賜金又は手当に関する件」（勅令第88号）が制定された。

行政整理、軍備整理に際し退官、退職した者に対して、特別賜金（特別手当）が支給されたが、これは「勤続賜金（勤続手当）」と「転職賜金（転職手当）」の2種類から成り立っている。「賜金」は、武官、文官及び官吏、「手当」は、嘱託者、雇員及び傭人に対して支給された。それでは、特別賜金（勤続賜金、転職賜金）の金額は、どのように決められていたのだろうか。軍人の例を取り上げてみる。

准士官以上の場合、「勤続賜金」とは、階級を問わず、その勤続年数に現役を退く時の俸給月額³⁷の5/10を乗じた金額である。「転職賜金」とは、退職時の俸給月額に、表8に示す月数を乗じた金額のことである。

表8 転職賜金計算用

階級	大将	中将	少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉
月数	8	8	9	13	16	19	21	24	24

つまり「転職賜金」とは、その勤続年数に対し満1年ごとに、現役を退く時の俸給日額に、60銭を加えたものの30日分の金額である。

実際に支払われた金額は、表9のようになる³⁷。支給額はそれぞれ個別の事情を含んでるので一律ではないが、将校の退職特別賜金は、概ね年収の2～2.5倍である³⁸。

³⁷ 表11において、中尉は8年勤続者、少尉は4年勤続者の場合である。

³⁸ 川島正『軍縮の功罪』（近代文藝社、1994年）73頁。

表9 将校の退職特別賜金例

階 級	勤続賜金	転職賜金	支給額 合 計	当該階級 平均年収	対年収 比 率
大 将	12,500	5,000	17,500	7,500	2.33 倍
中 将	9,208	4,333	13,541	6,500	2.08
少 将	6,533	4,199	10,732	5,600	1.92
大 佐	4,791	4,983	9,744	4,600	2.12
中 佐	3,450	4,800	8,250	3,600	2.29
少 佐	2,166	4,166	6,332	2,600	2.43
大 尉	1,487	3,765	5,252	1,833	2.86
中 尉	400	2,400	2,800	1,110	2.52
少 尉	140	1,699	1,839	850	2.16

こういった退官退職特別賜金の支払いについて、実際の退職時に支給された現金は、俸給又は手当の4ヶ月分のみであり、残額は退職後4ヶ月を経過してから国債で支給された。この4ヶ月という期間は、退職後再就職するのに必要な期間と考えられたのであろう³⁹。山梨軍縮における退職特別賜金の支給額は、総額5,337万円である。国債による負担は、5,200万円、現金での支払いは137万円である。宇垣軍縮における退職特別賜金の支給額は、国債による負担は不明であるが、現金での支払いが178万円であった。

d 退職賞与

最後に、退職賞与について述べる。その全体像に不明な部分が多いが、その成立の背景は、「退職賞与は、免職に伴う難渋を救済しようとするものと、在職中の勤労に対する慰労という趣旨⁴⁰」で設けられていた。

退職賞与の沿革は、賞与（年末賞与、退職賞与）の制度によるが、これらは、既に明治初年頃には存在していたようである。その目的は免職に伴う難渋を救済するものとして、金及び物を以って下賜された。賞与は、当初、判任官のみに支給されていたが、1879（明治12）年、奏任官にも支給可能となったが、93（明治26）年、奏任官及び判任官とも支給を廃止された。その後、判任官については95（明治28）年、高等官についても1911（明

³⁹ 同上、73-74頁。

⁴⁰ 「給与論」（防衛研究所戦史研究センター蔵）。

治 44) 年、年末賞与が復活された。18 (大正 7) 年、閣議決定⁴¹をもって高等官賞与に関し年末賞与及び退職賞与の制度が統一的に確立された。

(4) 就職援護施策

軍人の就職援護に関しては、偕行社義済会という組織が深く関わっていた。その設立の経緯について概要を述べてみる。1918 (大正 7) 年 9 月、在郷将官有志でつくる将官談話会において、在郷将校の生活困窮状況等が取り上げられた。同年 11 月に「予備役後備役将校並同相当官制度改正ニ関スル意見書」を陸軍大臣に提出したところ、12 月には陸軍省が在郷将校の生活実態の調査を実施し、その生活の困窮状況を確認した。その後、陸軍省は 19 (大正 8) 年 1 月、陸海軍在郷将校同相当官義助会制度調査員会を省内に設置し、軍事援護組織設立の検討を開始した。検討にあたって海軍側との協議がまとまらず、陸軍単独の組織を検討とすることになったものの、調査委員会は、現役将校の親睦団体である偕行社の附属事業とする財団法人の設立案を決定し、監督所轄である内務大臣及び陸軍大臣の許可がおり設立に至った。その後 25 (大正 14) 年 3 月、偕行社から独立し、財団法人義済会となった。

偕行社義済会は、陸軍在郷将校同相当官の義済をなすことを目的とし、その事業は「傷痍疾病又はその他の事情により義済を必要とする者に義済金を贈与する」ことと「一身上に関する相談を受け且就職に関する仲介を為す⁴²」ことであつた。そして、就職に関する仲介のなかに、各種の講習会開催なども含まれていた。例えば、1923 (大正 12) 年 1 月から中等教員養成のための退職武官講習会を陸軍省人事局内に事務所を設け、陸軍省の斡旋のもとで開催していた。また、講習以外にも大学校専門学校等に対する聴講希望者の斡旋などの業務も行ってた。

このような支援と一体となって実施された施策として、陸海軍の各学校に対する認定も実施された。陸海軍の学校を卒業しても、その資格は軍内では通用するが、一般社会においては曖昧なものであり、退役後に資格 (教員免許、学校への入学等) を取得する場合の弊害となっていた。そこで文部省告示という形で陸・海軍大学校、陸軍士官学校、海軍兵学校、海軍機関学校、陸・海軍経理学校、陸軍砲工学校の各軍学校に対し、「高等学校教員規定第 9 条第 2 項ニ依り左記学校ヲ専門学校ニ準スヘキ学校ト指定ス」(文部省告示第 449 号、大正 10 年 9 月 13 日) とされた。また陸軍幼年学校、陸軍士官学校予科に対しては、

⁴¹ 「大正 7 年、高等官賞与支給方ニ関スル件」(閣議決定、閣甲第 215 号) 退官退職病気危篤ノ場合ニ於ケル年俸月割額六箇月分以下ノ賞与ハ主務大臣、朝鮮総督、台湾総督並ニ関東都督ニ限り専行スルコト (退職賞与に関連する部分のみ抜粋)。

⁴² 義済会編『財団法人義済会沿革史』(義済会、1929 年) 16 頁。

「専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノ」(文部省告示第 452 号、大正 10 年 9 月 13 日)として認められるなどの施策が採用された。

このように、軍人が円滑に再就職できるような施策の採用とともに、長年にわたり軍隊の生活しか送ってこなかったため、軍隊の常識しか持たず、一般社会において就業の際に必要な技術や知識を習得させ、実業に関する常識や専門的知識を付与しようとする講習会が実施されていた⁴³。

a 実業講習会

実業講習会は、実業に関する一般的な知識を付与するため、商業学などについて在郷将校の希望者に対し、実務家、学者、専門家を講師として、3 ヶ月という期間で実施された。1923 (大正 12) 年 1 月、第 1 回を東京 (陸軍経理学校) で開催したのを手始めに、第 2 回、3 回を東京と大阪 (大阪被服廠) で実施し、24 (大正 13) 年 7 月の第 4 回の大阪開催で終了した。講習は、期間が、第 1 回講習者は 159 名で少将を 3 人含み、前年の山梨軍縮による退職者の約 3 分の 1 が含まれていた。被講習者数は東京 3 回、大阪 3 回の計 6 回で 669 名であり、講習半ばで就職する等の途中退会者を除いた 452 名が講習を修了している⁴⁴。主管の陸軍省は、「毎次予期以上の成果を収め、修了者中既に夫々諸方面に活動しつつある者少なからざる状況なり⁴⁵。」と自賛しているが、講習を受ける側は、「3 ヶ月講習をやったからとてどうして夫れが物になるか、3 ヶ月の講習は単に専修員をして其の概要を補足する位が関の山」、「四十歳以上の老骨揃で、3 ヶ月講習して直に物になりパンに有り付けるようなら、何も世の中は辛労はないのである⁴⁶」といった評価もあった。

第 1 回の実業講習会開会式に臨席した宇垣一成 (当時教育総監部本部長) は、軍縮によって退職を強いられた大勢の軍人を見て一種悲哀の感に打たれるとともに「元来町人、商売人と眼下に見下し居たりし輩に助力を頼まざるに居たりし軍部の権威の降下、心外千萬なりと深く感じたり⁴⁷。」として軍人が商売の勉強をしなければならなくなった時勢を憂いている。この開会式では、三井財閥総帥、実業家である団琢磨は商工業上にも武士道心掛けが必要であることを説き、同じく実業家で当時貴族院勅撰議員である和田豊治は商業の心得として前進だけでなく退いて守る覚悟の必要や公私の区別、微細なことの積み重ねが

⁴³ 陸軍省編『自明治三十七年至大正十五年 陸軍省沿革史』(巖南堂書店、1929 年) 1061-1065 頁。「陸普第 3227 号、大正 12 年 8 月 10 日」による。

⁴⁴ 人数は、長谷川「退職将校以下の身上に関する施設に就て」78 頁を引用。他に郡司淳「偕行社義済会の設立と活動」『日本歴史』550 号 (1994 年 3 月) 96 頁では、受講者 662 名、修了者 525 名とある。

⁴⁵ 長谷川「退職将校以下の身上に関する施設に就て」78 頁。

⁴⁶ 松田徳一『嗚呼軍縮』(二酉社、1924 年) 249-251 頁。

⁴⁷ 宇垣一成『宇垣日記』(朝日新聞社、1954 年) 2 頁。

切要であること等を説いたと、宇垣は記録している⁴⁸。

この6回の実業講習会の後、1925（大正14）年10月～12月に改めて講習場所が東京帝国大学に変更されて実施された。また、翌26（大正15）年からは、主催が陸軍省から財団法人義済会に変わった。

b 建築技術員養成講習会、土木技術員養成講習会

在郷将校及び同相当官中の希望者に建築技術員又は監督員たるに必要な知識を付与することを目的として、東京の陸軍経理学校にて実施された。10ヶ月の講習期間中に、建築構造学、建築材料学、材料及び強弱学、鉄筋コンクリート構造、都市計画及び建築法規、建築沿革、建築衛生、施工法、測量法、特殊建築、設計及製図、及び実地指導見学等が講習された⁴⁹。

第1回、第2回の修了者は、関東大震災後の復興のための建設従事者の需要にタイミング良く合致し、求職者のほとんどが就職できたようである⁵⁰。建築技術員養成講習の結果が良かったことから、土木技術員養成講習も開催されることとなった。本講習も第2回以降は、財団法人義済会が主催した。

c 農芸講習会

在郷将校及び同相当官中の希望者に農事特に園芸畜産に関する知識を付与することを目的として東京帝国大学農学部にて実施された。2ヶ月の講習期間中に、土壌肥料、作物汎論、作物各論、果樹栽培、蔬菜栽培、花卉栽培、病害、害虫、造庭、畜産総論、畜産各論（乳牛、養豚、緬羊）、家禽、養蜂、獣医学大意、特別講義、及び実体実習見学が講習された。1927（昭和2年）度の第3回講習では3ヶ月の講習を前期分とし、続いて後期として各々の実習が4ヶ月実施された。本講習も、第2回からは財団法人義済会が主催した。

d 養鶏講習会

畜産のうち、養鶏については1929（昭和4）年に約1ヶ月の講習期間で東京府中立川種蓄場にて実施された。養鶏は、「小資本で出来」、「趣味」としても「園芸などと一緒にかなり面白く出来⁵¹」というように自営を促進するものでもあった。本講習は、財団法人義済

⁴⁸ 同上、2頁。

⁴⁹ 偕行社記事の広告「在郷将校諸士に告ぐ（退職武官臨時講習会）」『偕行社記事』第629号（1927年2月）123-125頁。

⁵⁰ 郡司「偕行社義済会の設立と活動」97頁。

⁵¹ 長谷川直敏「退職将校職業選択の一方面」『偕行社記事』第603号（1924年12月）71-74頁。退職将校の就職として農事講習等を実施中である陸軍省人事局長名で、農商務省畜産課長による畜産奨励の記事を紹介している。

会の主催であった。

e 社会教育講習会

在郷将校及び同相当官の希望者に社会教育に必要な知識を与え、併せて地方自治に関する常識を付与することを目的として、陸軍戸山学校において3ヶ月の講習期間中に、社会教育概論、公民教育概論、修身教育学大意、心理学大意、社会学大意、憲法大意、民法大意、財政、経済学大意、地方自治、思想問題、社会問題、社会改善、男女青少年団体の指導法が講習された。1927（昭和2）年の第1回講習では、前述の科目を前期とし、続く1ヶ月間を後期として生理衛生の大意、体操、競技、及び遊技の講習も実施されている。興味深いことに、講習案内では「前期又は後期のみを受講することができる」としている。後期の体操等を1ヶ月だけ受講することでどれほどの意味があったのかは不明である⁵²。なお、本講習は、財団法人義済会の主催であった。

一見再就職とは関係なさそうな社会教育講習であるが、退役将校達が「青年訓練所⁵³」の教練を実施する際の指導官となるのに役立ったとしている。1926（大正15）年10月には、少なくとも4,500名以上の准士官以上の指導官がいたようである⁵⁴。

f 教員免許取得制度

大正軍縮で退役した将校に対する就職援護のひとつとして、中等教員養成教育があった。日本では日清戦争後における中学校の校数や生徒数の増加があった一方で、慢性的な教員不足の状態があり、文部省が教員養成として一定条件を満たす公私立学校や臨時教員養成所の増設を実施したが、それでは間に合わなかったという背景があった。

そのような状況下で陸軍省は、大正軍縮における事実上の餓首とした大量の将校等に対する再就職の措置のひとつとして、当該将校に選抜試験をした上でその合格者に一定期間の講習を受けさせ、修了者にはその成績を審査し、無試験検定により師範学校、中学校、高等女学校教員の免許状を授与した。これらの免許取得者のうち就職希望者が、中等教育機関に採用され就職することができた⁵⁵。陸軍省では、この中等教員養成講習の業務を実施するために1922（大正11）年8月に陸軍省人事局内退職武官講習会事務所を設置して

⁵² 偕行社記事広告「在郷将校諸士に告ぐ」124-125頁。

⁵³ 1926（大正15）年4月から35（昭和10）年の間に文部省令によって設置された、16歳から20歳までの男子が対象で心身を訓練して国民としての資質を向上させる目的の教育訓練施設。訓練は4年間に、修身及び公民科100時間、教練400時間、普通科200時間、職業科100時間の計800時間を受けた。桜井忠温編『国防大辞典』（国書刊行会、1978年）608頁。

⁵⁴ 郡司「偕行社義済会の設立と活動」98頁。

⁵⁵ 陸軍省編『自明治三十七年至大正十五年 陸軍省沿革史』（敝南堂書店、1929年）1061-1065頁。「陸普第3227号、大正12年8月10日」。

いる。

中等教員養成講習会には、体操、数学、英語、国語・漢文、地理、といった科目があり、科目によって講習期間は異なっていた。また、数学科と体操科については、「甲種」とそれより講習期間が短い「乙種」があった。甲と乙の違いは、受講者の知識レベルにより、当該科目の素養能力が在る者については短い講習期間となっていた。数学科の甲種は一般陸軍将校が対象であり、砲工学校高等科出身陸軍将校と海軍士官は乙種に該当した。これは、乙種該当者は、砲術の弾道計算等の数学の知識に長けていたからと考えられる。一方体操科の甲種は、一般陸軍将校及び海軍士官が対象であり、戸山学校⁵⁶体操科出身の陸軍将校が乙種対象者とされた⁵⁷。

1923（大正 12）年から 29（昭和 4）年までの講習により、海軍将校を含む 518 名に中等教員免状が授与された⁵⁸。講習修了者に対する就職状況は、求人 382 名に対し 320 名の者が就職している⁵⁹。就職状況は概ね良好であり、教員免許取得のための講習による就職施策は一応の目的を達していたようだ。例えば個別の就職状況として、第 1 回体操科の修了者 35 名（甲種 23 名、乙種 12 名）中、32 名が大学又は私立中等学校に就職しており、その待遇は教諭 25 名、講師 7 名で、平均月給が 104 円強であったことが紹介されている⁶⁰。これらの講習会は、当初陸軍省が開催していたが、26（大正 15）年 4 月以降の講習は、財団法人義済会に移管された。

g 大学、専門学校等への入学、聴講の支援

退職将校のうち、官公私立大学や専門学校へ編入学することを希望する者のために、1923（大正 12）年 3 月、陸軍次官から文部次官に対し照会文書⁶¹が提出された。その内容は、陸軍大臣の外所管師団長から大学や専門学校の長に対して退職将校の入学や聴講等の便宜を与えてほしいとの依頼をするものであった。

本措置によって、どれほどの退職将校が修学の機会を得たか細部は不明であるが、中等教員に対する措置や各種講習会の実施と同様、陸軍省と文部省の間に協力関係があったことは特徴があると言える。他方、編入した軍人達は、一般の学生よりはるかに年齢も高く、修学には人並みならぬ苦勞をしたと思われる。40 歳代で齧首され日本歯科医専に編入した

⁵⁶ 明治 6 年陸軍兵学寮戸山出張所を前身とし、翌 7 年から戸山学校に改称され、射撃、銃剣術、体操、攻守戦法等の歩兵戦闘技術を教育した機関。

⁵⁷ 長谷川「退職将校以下の身上に関する施設に就て」79 頁。

⁵⁸ 郡司「偕行社義済会の設立と活動」94 頁。

⁵⁹ 同上、96 頁。

⁶⁰ 長谷川「退職将校以下の身上に関する施設に就て」79 頁。

⁶¹ 「陸普第 924 号、大正 12 年 3 月 13 日」。これに対して文部省側から、承知の上関係する各学校へ依頼を実施したとの回答文書「官専第 78 号、大正 12 年 4 月 20 日」が出されている。

ある陸軍少佐は、「周りの学生から怪訝な視線を集め、先生と間違われたり、長続きしないだろうと思われたりし、苦勞した」と、その心情を吐露している⁶²。

h 海技免許関連規則の改正⁶³

船舶職員法第5条第2項により通信大臣の認定をもって、別に試験を行うことなく、それぞれ海技免状を授与されたのは、海軍の兵科、機関科の准士官以上に限られていたが、1922（大正11）年7月逓信省と海軍省が協議した結果、掌帆兵、高等科掌信号兵及び掌機兵たる下士官にも、無試験で海技免状を授与されることになった。

この規則により海技免状を受けようとする者は、各在籍鎮守府の人事部長に申し出ると所要の証明書を交付され、その証明書と戸籍謄本、身元証明書（市区村長の）を添えて管海官庁に体格検査を申請すれば付与されることになった。それまでは、予備、後備役退役の軍人に限られていたが、現役（離現役前の待命、離現役前の入団中又は帰休中）の者にも授与されることに改められた。

（5）配属将校制度

「配属将校制度」とは、1925（大正14）年4月11日「陸軍現役将校学校配属令」（勅令第135号）に基づき、大学から中等学校までに対し、男子学生の軍事教練指導のために、現役陸軍将校を配属する制度である。この制度は、将来の軍隊の基盤となる人材に対し心身を鍛錬させ、徳育を施して忠愛心を涵養させることを目的に、現役将校を指導者として学校などに配置することであった。しかし現実には、いわゆる宇垣軍縮により本来ならば削減で失職させねばならない現役陸軍将校を現役のまま温存することができるという面があった。

そもそも第1次世界大戦後から、一方では大戦がもたらした未曾有の被害から非戦（不戦）の思想が生まれたが、他方では総力戦の経験から国民の国防意識の向上の必要性が認識された。当時の欧米列国を見渡せば、「英米では少年団運動、学校教練、市民野営演習、又仏蘭西、伊太利では軍事予備教育、独逸では体育協会の普及、露西亜では強制軍事予備教育等⁶⁴」が行われていた。

初代文部大臣森有礼の下に1886（明治19）年に公布された学校令で「体操」は、正課となり、中学校や師範学校では、その具体的な実施内容として「兵式体操」が取り入れら

⁶² 松田『嗚呼軍縮』106-112頁。

⁶³ 海軍人事局「大正12年 点呼参会者の為に」（防衛研究所戦史研究センター蔵）24-25頁。

⁶⁴ 桜井『国防大辞典』607頁。

れた。兵式体操とは、78（明治11）年に文部省が設置した体操伝習所が、陸軍で行われている軍事訓練を調査した結果に基づき制定したもので、元々は「歩兵操練」と呼ばれ、基本体操（柔軟体操、器械体操）や隊列教練等の内容であった⁶⁵。文部省側は、この兵式体操の教員として、単に身体面や知識、人格ともに優秀な現役陸軍将校の派遣を望んでいたが、陸軍側としては人材に余裕がなかったことから将校の派遣には応じず、大正末期まで、兵式体操の教員として、退役下士官が充当されていた。

配属将校の制度は、陸軍将校の削減問題への対応策として、また、列国同様に総力戦への対応といった観点で、学校教育という段階で国民に国防意識を醸成させたいという陸軍側のメリットが一般的に語られているが、しかし、陸軍現役将校の派遣は、文部省側の長年の要望がようやく実現するということでもあった。また、国民への国防意識の向上は単に陸軍の要望だけではなく、文部省を推進役とした日本政府の要望でもあった。「陸軍現役将校学校配属令」に関する陸軍省、文部省の合意形成過程⁶⁶を見ると、文部省提案に対して陸軍側が回答案を示すという作業をしていること。さらに、1925（大正14）年4月13日付の「陸軍現役将校学校配属令」の趣旨を述べた文部大臣の訓示には、「当局に於ては夙に学校に於ける教練を一層振作するの方針を定め、之が為には現役将校をして其指導の任に当らしむることの有効なるを認め之が実行方法等に就きて考究を重ねたる結果今般其実現を見るに至れり。」という文言が入っており、配属将校制度は文部省と陸軍省の「どちらが主動したか見きわめにくい⁶⁷」という面を持っていた。配属将校制度は、一般に言われているように陸軍側のみに利点があったというだけではなく、文部省側にも利点があったということができよう。

では、配属された将校の内訳はどのような陣容だったのだろうか。配属された将校は、配属先である学校の種類によって異なり、相応の階級の将校が派遣された。帝国大学の場合には、大佐の配属将校の下に数人の尉官が補佐に就いたとされるが⁶⁸、配属将校の階級毎の人数を見ると、必ずしもすべての大佐に補佐の尉官が就いたわけではなさそうである。学校の種類と配属将校の階級は、表10のとおりである。

⁶⁵ 兵式体操については、木下秀明『兵式体操からみた軍と教育』（杏林書院、1982年）に詳しい。

⁶⁶ 陸軍現役将校学校配属令に関する陸軍省と文部省の合意形成過程は、遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、1994年）615-656頁に詳しい。

⁶⁷ 秦郁彦「第二次大戦期の配属将校制度」『軍事史学』40巻、4号（2005年3月）8頁。

⁶⁸ 原剛、安岡『日本陸海軍事典』281頁。また、浦田耕作『誰も書かなかった日本陸軍』（PHP研究書、2003年）161頁には、将官の配属将校には尉官の配属将校がついたとし、その事例として昭和20年に東京帝国大学と京都帝国大学の配属将校は陸軍大佐から陸軍少将となったことを挙げている。

表 10 学校の種類と配属将校の階級

学校の種類	配属将校の階級
大学学部及び大学予科	(少将)、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉
高等学校及び専門学校	中佐、少佐
臨時教員養成所	中佐、少佐、大尉
高等師範学校	中佐、少佐、大尉
中等学校	中佐、少佐、大尉、中尉

配属将校が派遣された学校の強制の度合いについて述べる。配属が義務化された学校としては、「官立又は公立の師範学校、中学校、実業学校、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所又は実業補習学校教員養成所」などがあった。申請により配属された学校としては、「私立の中学校、実業学校、高等学校、大学予科若しくは専門学校又は徴兵令の規定に依り認定を受けた私立学校」があった。大学学部は、申し出により配属された。

教練実施学校の数とその配属将校の数であるが、制度ができた 1925（大正 14）年末には、全国 1,159 校に対し合計 1,209 人の現役将校が派遣されていた⁶⁹。学校数に対し人数が多いのは、一校に対し複数の者が派遣されていたと思われ、これは大学に派遣された大佐とその補佐の尉官と思われる。なお 1,209 名中 42 名（約 3.5%）は複数の学校を掛け持つ兼務者となっており、兼務者のうち大尉は 24 名とその比率が大きい。この兼務者の比率は、30（昭和 5）年以降急激に増えており、大尉だけでなく少佐の人数が多いという傾向がある。

1933（昭和 8）年には、全国において 1,509 校と学校数が増加しており、それに合わせて配属将校数も 1,567 人と増えている。そのうち兼務者は 261 人（約 17%）と大幅に増えている。特に大尉では、前年が専従者 656 人、兼務者 86 人であったが、専従者が 489 人に減少し、その代わり兼務者が 126 名に増加した。

大尉といえば中隊長クラスであり部隊の要でもあるポストだが、1931（昭和 6）年から始まった満州事変の影響と思われる。大尉の次に少佐の兼務者の人数が多い。この時期は、平時から戦時に移る過渡期であり、配属将校の様相も変化していたと見ることができる。

さらに 1936（昭和 11）年になると、全国配属将校の専従者人数は 25（大正 14）年当初の約 3 分の 1 に激減し、兼務増加の傾向は一段と強まっている。専従者 483 名に対し兼

⁶⁹ 配属将校の派遣数は資料によって若干差異がある。例えば、安藤忠「国民教育と軍隊」『教育学雑誌』第 17 号(1983 年)139 頁では、総数を 1,041 名で大佐 18 名、中佐 38 名、少佐 214 名、大尉 639 名、中尉 132 名（引用元では 1,132 名となっているが、合計人数から 132 名の誤記と思われる）を挙げている。

務者が 622 名であり、専従者よりも兼務者の方が多くなるという状態であった。この時期は、少佐の兼務者が圧倒的に多くなり、中佐、大尉がそれに続く。

では、当時の配属将校の質はどうであったのか、特に制度初期においては優秀者、陸軍大学出身者を含むいわゆるエリート軍人が派遣されていたようである。また、非陸軍大学出身者についても、優秀かつ人格者が多く選抜された⁷⁰。これは、陸軍省側が、本制度を将校の失業対策ではなく、学校教練の充実をもって国防の充実を図ることが目的であることを示すためであると同時に、学校教育の場に軍人が多数入り込むことによる不安を国民に与えずに制度を円滑に施行するためであった。

派遣される将校にとっても、失業対策ということであれば、「部隊から離れることで軍事の新知识にうとくなり、本流から脱落するのではないかという、昨今の出向社員に似た心情⁷¹」や、「軍隊勤務を離れて“地方”の学校長の指揮下で勤務する配属将校が事実上の予備役意識に落ち入る⁷²」可能性があった。そこで陸軍省は、1925（大正 14）年 3 月、配属将校予定者に対して約 2 週間の集合教育を実施し、宇垣陸軍大臣、岡田文部大臣はじめ陸軍省及び文部省の高官の訓示等により配属将校の任務の重要性を認識させるとともに、教育学や心理学を受講したり、各種新兵器説明や所沢飛行学校の研修により当時の最新の知識を伝授し、しかも、教育 3 日目には全員が参内して摂政宮（後の昭和天皇）に拝謁するという栄誉を与えた。これらにより配属将校が自信と誇りをもって全国の学校に派遣できるように配慮した⁷³。

以上のことから、配属将校は大正軍縮で餓首される将校の失業対策と語られがちであるが、実際には余剰な不良者が弾き出されての左遷ポストではなく、国民総力戦の準備の意味合いを持っていた。

3 退役軍人の生活

（1）一般社会との比較

退役した軍人の生活レベルについて、一般社会と比較した場合どの程度の生活レベルだ

⁷⁰ 例えば、沖繩戦の第 32 軍司令官牛島満大将が少佐の時、母校の中学校に配属将校として勤務したことは有名。また、初期の配属将校の好評ぶりについては、秦郁彦「第二次大戦期の配属将校制度」『軍事史学』第 40 巻第 4 号（通巻 160 号）（2005 年 3 月）12-14 頁にその例がある。秦論文には、配属将校の標準在任期間は 2 年のところ、好評な配属将校は 3～4 年にも延び、またひとりで、何回も派遣された配属将校について紹介されている。

⁷¹ 秦「第二次大戦期の配属将校制度」11 頁。

⁷² 木下『兵式体操からみた軍と教育』171 頁。

⁷³ 同上、167-171 頁。

ったのだろうか。まずは軍人が現役の間、どの程度の俸給を受け、どの程度の生活をしてきたのか調べてみた。軍人が受け取っていた俸給を一言で述べるならば「明治期には民間に比べて概して軍人の給与は高レベルであったが、大正期に入ると物価上昇により相対的に低下し、昭和初年浜口内閣時代の減俸により大將 6,600 円、大佐 4,150 円、少尉 850 円のレベルにとどまり、この給与体系は 1945（昭和 20）年まで継続した⁷⁴」とされている。

大正時代の経済状況は、物価が年々高騰し、1906（明治 39）年の改正以来、軍人の給与改正がなく、そのまま据え置かれたため、軍人の生活は楽ではなく苦勞していたようである。

第 1 次世界大戦が勃発し、「連合国への輸出で好況が続き成金続出、一般の所得も上昇、武官俸給は相対的に低下し、下級将校の生活は苦しくなった⁷⁵」ことから、大正 9 年には主として佐官以下が大幅増額となる改訂が行われた。しかし、この改正でも「かつてのように海軍士官としての体面を保つことはむずかしく、「やりくり中尉、やっそこ大尉」という言葉が生まれたほどだった⁷⁶」とされ、その生活は、「昔の給与とは比較にならないほど低い水準だったのである。海軍大尉に昇進して世帯を持っても、生活は思うにまかせず、家計は火の車だったという。帳面買いのきく水交社で食事をしたり、あるいは日用品を購入したりして生活をやりくりしていたという話はごく当たり前のことだった⁷⁷」という状況であった。

第 1 次世界大戦が終了し不況の時代が到来したが、給与はそのまま据え置かれたため、相対的に上昇したかのように見えたが、すぐさま軍縮の時代が到来した。昭和に入って、アメリカ株式市場の暴落にはじまった世界恐慌は日本にも大きな影響を及ぼした。不況のため物価は大正末期に比べて 2～3 割下がり、失業者が町にあふれた。国の税収も減少したため、軍人の俸給額の見直しが実施され、1931（昭和 6）年には減俸が実施された。この俸給額は、そのまま太平洋戦争が終了するまで変更されることはなかった。明治末期から陸海軍における俸給額の変遷は、表 11 のとおりである。

表 11 陸海軍における俸給額

階級	明治 43 年	大正 9 年	昭和 6 年
大將	7,500 (625)	7,500 (625)	6,600 (550)
中將	5,000 (417)	6,500 (542)	5,800 (483)
少將	3,900 (325)	5,600 (467)	5,000 (417)

⁷⁴ 秦『日本陸海軍総合事典』718 頁。なお、給与の金額は年額である。

⁷⁵ 柴田隆一、中村賢治『陸軍経理部』（芙蓉書房、1981 年）364 頁。

⁷⁶ 海軍編集委員会編『海軍 第 14 巻』（誠文図書株式会社、1981 年）278-279 頁。

⁷⁷ 同上、279 頁。

大佐		2,940 (245)	4,600 (383)	4,150 (346)
中佐		2,196 (183)	3,600 (300)	3,220 (268)
少佐		1,548 (129)	2,600 (217)	2,330 (194)
大尉	1 級	1,260 (105)	2,100 (175)	1,900 (158)
	2 級	1,080 (90)	1,800 (150)	1,650 (138)
	3 級	900 (75)	1,600 (133)	1,470 (123)
中尉	1 級	684 (57)	1,200 (100)	1,130 (94)
	2 級	552 (46)	1,020 (85)	1,020 (85)
少尉		480 (40)	850 (71)	850 (71)

(年額を示し、()内は年額を12で割った額を示す。単位：円)

陸軍将校には1919～20（大正8～9）年の物価上昇期に、本俸額の2割5分～5割の臨時手当が支給された⁷⁸。20（大正9）年の改正によって10（明治43）年の俸給額と比べ、その額は少尉で1.77倍、少佐で1.68倍となったが、この間消費者物価は2.18倍となっており相対的には、収入が低下していると言える⁷⁹。1931（昭和6）年の俸給額の改定では、世界的不景気に応じた官吏減俸に基づき、中尉1等級以上について俸給額が減額されている。

ところで、旧軍将校の当時の生活状況は、一体どのようなレベルであったのだろうか。一般社会との生活を比較することは非常に困難なことではあるが、比較の手法として経済的な視点から、収入や支出を他の職業と比較することにより、軍人の置かれた生活状況について振り返ってみる。当時の産業構造の大きな特徴は、農業従事者の占める比率が高いことである。1920（大正9）年ではその比率は51%、1935（昭和10）年では44%であった。農業について、工業、商業、交通業などの職業が占める割合が多かった⁸⁰。つまり、当時の日本では農業従事者が国民の約半数を占めており、軍人の生活レベルと他の職業との生活比較をする場合に、農業従事者と比較することが大きな意味を持つ。

⁷⁸ 広田『陸軍将校の教育社会史』314頁。1918（大正7）年9月、本俸年額2,000円以下の奏任官は俸給の2割5分を臨時手当として支給。本俸年額900円未満の者は俸給の4割を臨時手当として支給。1919年4月、少将・中將は俸給の3割を、中佐・大佐は俸給の4割を臨時手当として支給。少佐以下は俸給の5割を臨時手当として支給。

⁷⁹ 同上、316頁。

⁸⁰ 総務庁統計局編『日本長期統計総覧 第1集』（総務庁統計局、1988年）452頁。総務庁統計局編『日本長期統計総覧 第2集』（総務庁統計局）166頁。産業別有職者数及び農業就業者数をもとに計算した。

勤労者世帯、農家の収入と陸軍将校の収入を比較した結果⁸¹⁾は、表 12 のとおりである。

表 12 勤労者世帯、農家の収入と陸軍将校の収入（単位：円）（月額）

	勤労者 世帯	農 家	陸軍将校					
			少尉	中尉(2)	中尉(1)	大尉(3)	大尉(2)	大尉(1)
大正 10 年	115	93	71	85	100	133	150	175
昭和 6 年	80	45	71	85	94	123	138	158

これらの比較を見ると、大正時代の物価高騰期では、少尉や中尉の俸給額は全国の勤労者世帯や農家の平均に比較して低く、大尉以上になると同等以上になっている。一方、昭和の物価下落期においては、勤労世帯者や農家の収入がかなり低いので、1931（昭和 6）年に将校の俸給額は減額となったが、少尉以外の者の収入は高くなっている。大正時代末期は、確かに将校の収入が相対的に低いので、下位の将校にとっては生活には余裕がなかったといえる。昭和期になると、農家の収入が低くなったことから、相対的に将校の収入は他に比べて逆転している。また、それぞれの収入が、勤労者世帯は約 4 人（夫婦と子 2 人）、農家約 6～7 人といった世帯人数のものであることを加味すれば、将校の少尉時代は若い年齢であり独身又は夫婦 2 人であり、将校の収入は他と比べて劣るものではなかったと思われる。また個別的に、同じ下級将校でも大家族を養わなければならなかったり、借財を抱えていたり、あるいは将校の面目を示さんがための支出額が多いなどにより生活に余裕はなかったという見解も出るであろう。

（2）退役軍人の生活事例

退役軍人の再就職は、どのような状況だったのだろうか。退役軍人の再就職状況に関する統計や史料は少なく、偕行社記事などにわずかに記録が残されている。大正軍縮という特殊な時期ではあるが、再就職の状況を記録したものとして、偕行社記事に当時の陸軍省人事局長の長谷川直敏による寄稿文⁸²⁾があり、当時の再就職に対する考えの一端が垣間見えてくる。

長谷川の寄稿文には、陸軍は軍縮や行政整理により退職した将校に対し、職業紹介を実

⁸¹⁾ 1921（大正 10）年の勤労者世帯の収入額は、矢野恒太記念会編『数字で見る日本の百年』（国勢社、1981 年）470-471 頁の表 9-1 による。31（昭和 6）年の勤労者世帯の収入額は、総務庁統計局監修『日本長期統計総覧 第 4 巻』（日本統計協会、1988 年）による。農家の収入額は、農林省統計情報部編『農業経済累年統計 第 1 巻 農家経済調査—全国・地域別』（農林統計研究会、1974 年）38 頁、52-54 頁。及びアジア経済研究所編『日本農業 100 年—農林水産累年統計表』（アジア経済研究所、1969 年）205 頁から求めた。

⁸²⁾ 長谷川「退職将校以下の身上に関する施設に就て」77-82 頁。

施していること、そして1923（大正12）年11月における退職者の就職状態の概況などが記されている。彼の調査によれば、退職将校の数は1,289人にのぼる。その人員数が意味するところは、山梨軍縮の第1次の整理人員が、約1,800人とされており、その約7割の退職将校が回答したものと考えられる⁸³。回答した退職将校1,289人中、990人（約77%）は再就職せず無職のままであり、特に少佐以上の階級では、各階級の8割以上の者が無職であることがわかる。その無職である理由は、「恩給による」というのが圧倒的に多いのである。つまり「恩給による収入で、経済的には生活できるので、再就職しない」という者が大多数だったのである。

次に再就職した者の職業の内訳であるが、農業、水産業、鉱業、工業、商業、交通業、公吏、宗教家、専門学校講師、中等学校教員、小学校教員、実業従事員、官公衛公共団体従事員、社会事業従事員、記者著述者、及び医師などである。これらの職業のうち最も割合の多い職業は、中等学校教員であり、ついで実業従事員、官公衛公共団体従事員、そして農業という順である。

こういった有職者の俸給平均月額、大尉で再就職した者は約80円、大佐で再就職した者は約133円と、現役時の階級に応じて、ある程度の幅がある。大尉の現役時の俸給月額が約133～175円、大佐が同じく約380円であるので、一見すると階級上位の方が再就職後の収入減の割合は厳しいと思える。しかし、前述したように階級上位の者は、恩給によって必要最低限の生活収入額が賄えている（加算額を加えない普通恩給の最低支給月額は、大尉：約67円、大佐：約166円）と考えれば、再就職分の収入は生活の質的向上に充当する部分と考えれば一見十分な額のように見える。

大正から昭和初期にかけて、軍人の再就職に対する意識について、陸軍少将那須義雄⁸⁴の回想録によれば、

「大正11年頃の大尉、昭和時代の中佐は、恩給及び金鵄勲章年金等を合わせ、現役時代の概ね2/3位（の収入）」になり、「武士は食わねど高楊枝の気風と質素を旨とする習慣、教養と相まって晴耕雨読に甘んじ、大尉、少佐級で稀に就職した程度であった。退職後もどうにか体面を保持し、子弟を養育できたので再就職には消極的であった。」

⁸³ 山梨軍縮における退職者の階級毎の人数やその年齢等、詳しく具体的なデータは明らかではない。回答者人員の割合は少佐が最も多く、以下中佐、大尉と続いている。これは、軍縮での整理が大尉の中隊長クラスが多い（少佐への進級の後、待命そして予備役編入）ことと符合しているため、本調査結果は、軍縮による退職者の様相をある程度表現していると思料する。

⁸⁴ 兵務局長那須義雄述「日本陸軍の人事管理（昭和41年7月23日）」（防衛研究所戦史研究センター蔵）14頁。

という意識であったようだ。

退役将校への就職仲介事業は、財団法人義済会により 1920 (大正 9) 年から開始された。しかし、20 (大正 9) 年度から 28 (昭和 3) 年度までの 9 年間で、就職斡旋を依頼した者 938 名中、就職した者は 225 名にすぎなかった。また、陸軍省では大正軍縮期の 22 (大正 11) 年度から 25 (大正 14) 年度にかけて、退職者への職業紹介をしたが、1,277 名中 316 名の就職にとどまった。このように就職状況が悪い理由としては、求人側と求職側の条件が著しく異なる点にあったようである。すなわち求人側が、若い年齢と技能を求めたのに対し、求職側の年齢層が高く技能はなく、かつ希望任地といった条件を付していたからであった⁸⁵。

再就職に対する姿勢が、消極的であった背景には、現役時代の生活状況が影響しているのではないだろうか。ここで時代を追って、軍人の現役時代の生活状況を振り返ってみる。

a 大正 5 年～9 年頃

岩瀬彰は、『「月給百円」サラリーマン⁸⁶』において、多くの原資料から戦前期における生活の実態を紹介しており、大正当時の中流意識といったものを紹介している。筆者によれば、大正 5 年時点で中流は 700 円から 1,800 円の範囲で、1,200 円をもって「中流の中」とされ、その後のインフレで「中流の中」を保つには、大正 7 年には 2,000 円、8 年には 2,500 円、9 年には 3,000 円⁸⁷必要であったようである。大正期におけるインフレの状況を端的に示している。大正 9 年に改定された俸給額を比較するならば、中佐の俸給額が 3,600 円に改定されていることから、中佐以上になれば余裕をもって「中流の中」程度であったようだ。

b 大正 12 年頃

陸軍制度調査会は 1924 (大正 13) 年、陸軍将校の給与の改善について検討するための材料として在京のある連隊の少佐から 2 等卒までの生活状態を調査し、「在京某連隊に於ける少佐以下の生活状態」として報告している⁸⁸。ただし、調査人数等細部は明らかではなく各階級 (等級) ひとりずつの収支について記述されている。表 13 は、その収支合計額を抜粋したものである。

⁸⁵ 郡司「偕行社義済会の設立と活動」92-93 頁。

⁸⁶ 岩瀬彰『「月給百円」サラリーマン—戦前日本の「平和」な生活』(講談社現代新書、2006 年)。

⁸⁷ 岩瀬『「月給百円」』57 頁。原資料は、森本厚吉『現代生活の「日本標準」(中央公論、1921 年 2 月)』である。

⁸⁸ 「在京某連隊ニ於ケル少佐以下ノ生活状態 (制調幹事)」(大正 13 年 2 月 6 日、制調資料第 18 号: 制幹参第 37 号) (防衛研究所戦史研究センター蔵)。

表 13 陸軍将校の給与の実態

階級（等級）	家族人員	月收入	月支出	不足
少佐	7人	216円 66銭	214円	
大尉（2等級）	3	150円	176円 70銭	26円 70銭
大尉（3等級）	3	133円 33銭	146円 42銭	13円 9銭
中尉（1等級）	3	100円	122円 73銭	22円 73銭
中尉（2等級）	3	85円	85円	
少尉	2	70円 83銭	70円 83銭	

注：少佐は夫婦と小学生の子供が3人（残り2名は不明。少佐の父母と推定）の7人家族である。支出に所得税（年額21円：月あたり1円75銭）が含まれているが、かなりの低い税額である。

表13から、取り上げられた大尉、中尉について不足額が記載されていることから、毎月赤字であったことがわかる。また、少尉については一見すると収支が成り立っているようだが、自宅ゆえに家賃がいない家庭であり「貯金出来ず」と記載されている人物である。多くの将校は、家賃の支払いがあった場合には、大赤字といった家計の状況であったのだろう。

陸軍の制度調査委員会は、「少佐以下の待遇は速に之を向上し後顧の憂なく護国の大任に尽瘁」できるようにと、早急なる処遇改善の必要性を訴えたが、結局のところ下級将校の処遇改善策は実現できなかった⁸⁹。

これとは反対の意見もある。偕行社記事の「現役将校の矜持」では、現役陸軍大尉が自らの家計収支を公表し「現在の俸給にても家族5人を以て帝都の中心に於て市民としてはずかしめを受けず暮して居る」と主張している。その大尉の収支とは、月額150円の収入（大尉の2等級で、年俸は1,800円）に対し、支出は40円の家賃を筆頭に食料品38円20銭、光熱費4円60銭等で合計146円90銭としている。これで、「修養も人並みに体面も保持して優に余りあるのである⁹⁰」として、家族5人の家庭で収支は十分である旨を主張しているのである。

c 大正から昭和一桁の頃

前述の岩瀬は、1926（大正15）年の税制改正で、課税対象額が900円から1,200円に

⁸⁹ 広田『陸軍将校の教育社会史』322-325頁。

⁹⁰ 剛直生「現役将校の矜持」『偕行社記事』第602号（1924年）、106頁。

引き上げられたことをもって、「昭和ヒトケタ当時は、年収 1,200 円（月額 100 円）以上か以下かは、単に生活水準だけを示すのではなく、社会的地位を示す指標でもあった⁹¹。」と指摘している。すなわち、当時は年収 1,200 円以上が所得税をとられ、しかも扶養控除一人当たり 100 円なので、家族 4 人の家庭であれば実質的には年収 1,500 円以上の所得がなければ納税者ではなく、納税が一種のステータスだというのである。これを若い中尉（配偶者のみ、子供なし。）に当てはめてみると、課税対象は 1,300 円であり、中尉は 2 等給 1,020 円、1 等給 1,200 円なので、納税者ではないこととなる。年収はほぼすべて手取りとなる勘定である。

次に岩瀬によれば、1930（昭和 5）年新婚の公務員（埼玉県庁勤務）収入 75 円、支出 52.69 円（内訳：食費 19.5 円、家賃 13 円、衣服費 2 円、交際費 3.2 円、修養費 3.5 円、娯楽費 2.8 円、貯金 22 円－原資料：「婦人公論（昭和 5 年 9 月）」）の例がある⁹²。この例では、1930（昭和 5）年時点では、50 円あれば夫婦のみであれば生活できることが紹介されている。将校でいえば、若い少尉か中尉に相当という時期であろうか。

d 昭和 8 年頃

小泉昌義は、『ある海軍中佐一家の家計簿⁹³』において、砲術科士官として艦艇勤務を多く歴任し終戦時には海軍中佐で退官した士官の戦前の様子を詳細に語っている。特に家庭での生活ぶりについて、妻が残した家計簿をもとに描写していることから、当時の平均的な海軍士官の家計状況が良くわかる。

艦艇勤務の期間には、本俸に加えて航海手当がつくので、それらを合わせれば、例えば 1933（昭和 8）年（海軍中尉）の頃には、夫婦と赤子の 3 人所帯で月約 199 円（本俸 94 円、手当 105 円）の現金収入があり、その上海軍から 9 円 30 銭相当の食糧支給があったようである。33（昭和 8）年頃の勤労世帯は約 80 円前後、農家で約 60 円前後と推定されるので、比較するとかなり余裕のある生活状況であったと思われる。海軍士官の収入を見る際には、本俸分で比較するだけでなく、こうした手当や加俸等を加えると、収入の様相が一変することもある事例である。

支出面で興味深いのは、親子 3 人の海軍中尉家庭で、女中を雇っていることである。当時、家事手伝いが食事と部屋付きで、今の 2 万円相当で雇ってしまう社会⁹⁴であり、女中を雇うことは中流家庭ではごく普通の状況だったらしい。このような状況を見ると、語られる士官の生活状況も千差万別であり、人によってかなり様相が異なるということができ

⁹¹ 岩瀬『月給百円』42 頁。

⁹² 同上、44-47 頁。

⁹³ 小泉昌義『ある海軍中佐一家の家計簿』（光人社 NF 文庫、2009 年）。

⁹⁴ 岩瀬『月給百円』、23 頁。

るようだ。

e 昭和 10 年頃

百瀬『昭和戦前期の日本』には、同年齢（明治 29 年生の年齢 39 歳、40 歳）の 3 人の 1935（昭和 10）年における俸給の比較が掲示されている⁹⁵。その内容を表 14 に示す。これらの事例は、当該将校と他の 2 人にかかなりの格差がついていることを示すが、対象としている 40 歳の少佐はいわゆる出世頭の将校ではない。たとえ中佐に昇任していたとしても、中佐の俸給が当時 3,220 円であり、結局のところは格差があったといえる。

表 14 俸給の比較

		A 氏（官吏）	B 氏（大学教授）	C 氏（陸軍将校）
学 歴		東大卒（大正 9 年）	東大卒（大正 9 年）	陸士卒（大正 6 年） 陸大卒（大正 14 年）
昭和 10 年	地位	商工省工務局長	東大法学部教授	陸軍砲兵少佐 参謀本部部員
	官等	高等官 2 等	同 左	高等官 5 等
	勲位	正 5 位勲 6 等	正 5 位	従 6 位勲 5 等
	年俸	4,300 円	1,650 円 職務俸 1,600 円以内	2,330 円

f 特殊な事例（大正 12 年）

これまで取り上げたのは、尉官や佐官といった将校であったが、高級将校が余裕のある生活であったという事例について、田窪純子の「高い俸給でゆとりのあった軍人将校の家計⁹⁶」により取り上げておく。この事例では、1867（慶応 3）年生まれ、海軍士官を取り上げているが、彼は 37 歳で海軍少佐の時に日露戦争に従軍し、1920（大正 9）年 53 歳で海軍中将、23（大正 12）年 3 月、56 歳で退役を迎えている。

1896（明治 29）年海軍大尉で結婚した時の収入は、月額 60 円 20 銭とあるので、平均的な収入である。退役前の中将の時の収入は、月額 628 円 78 銭と極めて高額である。収入の約 27%は株式や債券配当、約 3%は銀行預金等の利息である。また、海軍士官であるので艦艇勤務をすれば航海手当が加算される。また、1907（明治 40）年から退役まで毎年 41 円 67 銭の恩給が加算されていて、田窪はこれを勲章に対するものと思われるとして

⁹⁵ 百瀬『昭和戦前期の日本』328 頁。

⁹⁶ 田窪純子「高い俸給でゆとりのあった軍人将校の家計」中村隆英編『家計簿からみた近代日本生活史』（東京大学出版会、1993 年）33-45 頁。

いる。24（大正 13）年以降の退役後の収入は、恩給が月額 360 円あり、これに前述の有価証券や預金の利息が毎月加算された合計は、月額 500 円から 600 円となっている⁹⁷。このような高級将校は、現役時代の高給をもとに資産運用も加え、現役中はかなり余裕のある生活ができたようである。

時代を追って軍人の生活事例を振り返ったが、生活の質を判断するのは個人の価値観であり、画一的には判断できないものの、階級が高ければ比較的余裕のある生活が送れたようである。

おわりに

退役の実態について今回の調査では、1919（大正 8）年と 24（大正 13）年の陸軍「現役将校実役停年名簿」から兵科将校について、その階級と年齢、人員数を集計した。その結果として、ほとんどの将校が、現役定限年齢として定められた年齢よりも比較的早い時期に退役していたことが確認できた。これは、当時の人事を取り巻く環境が、特殊な状況下に陥っていたことが一因であると考えられる。規則として採用していた定限年齢を待ち、その年齢になるまで将校を現役のままにしておくと、人事のピラミッド構造を維持できなくなってきたのである。日清戦争後の将校生徒の採用数の増加、日露戦争時における大量採用は、時代を経て進級の停滞を生じさせ、進級の波に乗り遅れた将校を早期のうちに退職させる必要があったのである。さらに追い打ちをかけたのが、第 1 次世界大戦後に実施された 3 度にわたる大正軍縮であった。軍の近代化をも同時に掲げた大正軍縮では、陸軍において 9～10 万人もの軍人が整理されており、このうち将校・同相当官の整理数は 2,500 名程度にも達していた。このように、規則上では定限年齢を定めながら、実際には人事のピラミッド構造を維持するために早期に退職せざるを得ない状況に陥っていたのである。人事管理では、目先にとらわれた対処方策は、数年後には大きなツケになる可能性を持っていると言えよう。

退役した軍人の経済的な支えは、恩給制度であった。軍人を対象とした「軍人恩給法」から文官、学校職員などの恩給と整理統合された「恩給法」が 1923（大正 12）年に制定されたのは、大正軍縮の真ただ中であつた。行政整理、軍備整理といったことが議論される中、「恩給法」への整理統合に併せて、恩給額の増額が盛り込まれていたのである。第 1 次世界大戦の影響により物価は急激に上昇しており、20（大正 9）年には軍人の俸給額も改定されたが、あわせて恩給額増額の要望も強く出されていたため、「恩給法」の制定に実質的な増額が盛り込まれ、1 人あたりの普通恩給の受給額は、概ね 3 割程度増額されて

⁹⁷ 同上、36 頁。

いた。恩給額の増額と、人員整理による恩給受給者数の増加により、国が払う恩給総額が大正期に著しく増加していた。歳出中の比率は、21（大正10）年は4.6%であったが、25（大正14）年には8.4%まで増加している。当時は、恩給の支給は逓信省が担当しており、陸軍省、海軍省における人員整理は、逓信省の恩給額負担増へと姿を変えていたのである。また、整理された人員に対するもうひとつの金銭的支援制度として、軍備整理に伴う退官退職特別賜金があった。その支給は、俸給の4ヶ月分については現金であったが、その他は国債とされていた。現金での支払いは、陸軍省、海軍省が捻出したが、その他は国債として国に押し付ける格好になっていた。大正軍縮については、経費の削減と近代化予算の捻出について論ぜられることが多いが、恩給の支払いや退職退官に伴う金銭的支援といった、人件費全体への影響についても、併せて論ずる必要があるのではなかろうか。

大正時代の陸軍軍縮時の退役者については、多くの者が突然の馘首によって厳しい生活状況に陥ったというように一般的に語られる。その一方で、陸軍省が実施した調査結果を見る限り、佐官以上の者はもちろんのこと、尉官についても少なからずの者が再就職をせずに生活しているとの史料があった。その中で、再就職しない理由としては、恩給受給によるとする割合が非常に高かったのである。

大量の退役将校を生じさせることに対する数々の救済施策が実施されていたことも確認できた。特に中等学校の教員養成については、それなりの就職者を確保できた実績から成功例として評価できよう。反面、実業講習や社会教育講習のように、果たして再就職に繋がったのかどうか疑問となるような施策も見られ、退役軍人に対する支援施策について暗中模索していた状況が確認できた。支援施策の一部は、財団法人義済会のような団体が支援していたことも確認できたが、義済会の役員に現役陸軍将官等が就いていたり、義済会の贈与や貸付のための支援資金が宮内省からの内帑金であった等、戦前における特殊な事例もあった。

退役軍人の生活状況については、統計データやいくつかの事例を参考に把握を試みた。都会出身の個々の人々の生活では、退役将校が元々資産持ちや家業の有無とかでも状況は大いに異なるであろうし、農村出身であっても二男や三男等であれば帰って働くべき田畑の有無によりその状況は大いに異なってくるであろう。また、それぞれの人々が思い浮かべる生活の質や生活水準など個人の価値観により、その不平不満の度合いが異なってくる。元来、千差万別の生活水準であり、彼らの生活の状況の実態を捉えるのは実は非常に難しいものであった。

旧軍人の退役後の生活を支える上で、恩給制度は大きな意義を有していた。一定の実役年数があれば恩給の受給資格が生じるので、予備役編入となってもその翌月から恩給が支給され、いわゆる無収入の状態にはならない。定年退職後10年余り経った後、支給が開

始される自衛官に対する年金制度とは大きく異なる点である。もっとも恩給額が、上位階級に厚く下位階級に薄いことや、職務や赴任態様により加算分に格差が生じるなど、必ずしも完璧な制度ではなかったようである。

旧軍における退役軍人支援施策についてみてきたが、現役を退かざるを得なかった者に対し、その後の長い余生を安心して送れるような施策が実施されていた。その施策は、必ずしも手厚いものではなかったが、暗中模索しながら実施した施策のいくつかは、何らかの成果を収めていたものと評価できる。旧軍人の現役時代の俸給は、階級による固定年額で定められており、経済動向の変化に迅速に順応できなかった。大正時代の物価高騰期に俸給額の増額や臨時手当で対処しようとしたが、当の軍人達は「やりくり」して何とか凌いでいる様子を垣間見ることができた。個人差はあるものの、一般的には現役時代において、退役後の生活を賄うだけの貯蓄や資産運用を行う余裕は、あまりなかったようである。

旧軍の人事制度の一端である「退役軍人支援施策」について今回、調査研究を実施したが、人事管理における目先にとらわれた対処は、明治期の大量採用が大正期の進級の停滞を招いた例にも見られるように、後世に大きな負担を残すことから、長い目と全体から見た施策が必要である。また個人レベルの人生設計に対し、現役時代の処遇等も加えたトータル的人事施策を検討することが必要であるように思われる。

(石崎 吉和 情報本部 元防衛研究所戦史部主任研究官)

(齋藤 達志 防衛研究所戦史研究センター戦史研究室所員)

(石丸 安蔵 防衛研究所戦史研究センター戦史研究室所員)